

あきる野市体育施設広告掲載取扱基準

第1 趣旨

この基準は、あきる野市が設置する体育施設に掲載する広告の取扱いについて、あきる野市広告掲載取扱要綱（平成22年あきる野市通達第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 広告の掲載位置等

広告の掲載位置、掲載枠数及び1枠の大きさは、別表第1のとおりとする。

第3 広告の掲載期間

広告の掲載期間は、最長5年間とする。

2 前項の期間は、更新することができる。

第4 広告の掲載料

広告の掲載料は、別表第2のとおりとする。

第5 広告の募集方法

広告掲載の募集は、市ホームページ等により行うものとする。

第6 優先的な広告掲載

市長は、各施設の掲載枠数のうち2分の1を超えない範囲において、次の者に対して優先的に広告を掲載させることができる。

(1) 当該施設のネーミングライツ・パートナー

(2) 当該施設のために100万円以上（寄付金以外の物件を含む。）の寄附（企業版ふるさと納税を除く。）をした事業者

2 前項により優先的に掲載する広告に係る掲載期間及び掲載料は、別に定める。

第7 広告掲載の申込み

体育施設に広告を掲載しようとする事業者（以下「申込者」という。）は申込書に掲載しようとする広告の原案等を添えて、市長に申し込まなければならない。第3第2項の規定により掲載期間の更新を受けようとする者も、同様とする。

2 同じ広告枠について複数の事業者から申込みがある場合は、次の順位とする。この場合において、同順位のもの複数ある場合には、抽選により順位を決定する。

(1) 第1順位 市内に事業所等を有する事業者

(2) 第2順位 前号以外の事業者

第8 広告掲載の決定

市長は、第7の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知する。

第9 広告主の責任等

広告の内容に関する責任は、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）が負う。

2 広告の作成、設置、維持管理等に要する費用は、広告主が負担するものとする。

3 掲載期間が終了し、又は掲載の必要がなくなった場合の広告の撤去及び原状復帰に要する費用については、広告主が負担するものとする。

第10 掲載料の納付方法等

広告主は、市長が定める期日までに掲載料を一括前納するものとする。ただし、複数年度にわたり掲載する場合は、原則として年度ごとに分割して納付するものとする。

- 2 既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により広告を掲載することができなかつたときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表第1（第2関係）

施設	掲載位置	掲載枠数	1枠の大きさ
秋川体育館	大体育室の北側壁面	6枠	縦1.0メートル、 横5.0メートル
五日市ファインプラザ	体育室の東・西側壁面	10枠	縦1.0メートル、 横5.0メートル
あきる野市民球場	野球場内の外野フェンス	12枠	縦1.0メートル、 横10.0メートル

別表第2（第4関係）

施設（掲載位置）	1枠の掲載料 （月額、税込）
秋川体育館	5,000円
五日市ファインプラザ	4,000円
あきる野市民球場（外野フェンス）	20,000円